第2回彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会　次第

日　時：平成27年3月16日（月）
午後2時00分～
場　所：豊栄のさと 2階 視聴覚室

1　開　会

2　委員長あいさつ

3　議　題

（1）前回委員会での指摘事項について

①委員会と組合の役割分担	資料　1
②構成市町内自治会行事の流れ	資料　2
③他地域の応募期間詳細	資料　3
④将来人口、ごみ排出量の予測と実績の比較 （施設規模設定の根拠）	資料　4

（2）今後のスケジュール案について

①委員会の今後2年間のスケジュールについて（案）	資料　5－1
②各市町自治会と委員会の今後2年間のスケジュールについて（案）	資料　5－2
③委員会の発足からごみ焼却施設の竣工までの主な流れ（参考）	資料　5－3

（3）募集要件、選定要件の検討について

①他の地方公共団体の応募者資格・応募条件詳細（例）	資料　6－1
②1市4町の助成事業等に関する応募者資格・応募条件（例）	資料　6－2
③応募者資格・応募条件について（選定要件との関連性）（案）	資料　6－3
④選定要件の検討	資料　6－4
⑤地域振興策のメニュー（案）について	資料　6－5

（4）その他

事前予告ちらし

次回の日程、内容等について

4　閉　会

彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会名簿

○要綱第３条に定める委員　　＜敬称略・順不同＞

区　分		氏　名	所　属　等
学識経験者（２人）	委員長	金谷　健	滋賀県立大学環境科学部　教授
	副委員長	橋本征二	立命館大学理工学部　教授
専門委員（３人）		大久保庄衛	滋賀県彦根警察署交通課　課長
		松本光右	中坊法律事務所　弁護士
		桃瀬公成	第一不動産鑑定所　不動産鑑定士
公募委員（１人）		嶋中まさ子	
環境衛生委員（５人）		平山奈央子	NPO 法人エコネット近畿　理事
		西澤一弘	愛荘町さわやかまちづくり推進会議　会長
		七里咲江	豊郷町廃棄物減量等推進協議会　副会長
		中山　進	甲良町廃棄物不法投棄監視員
		土田雅孝	多賀町環境審議会　副会長

計１１人

○要綱第４条に定めるオブザーバー

区　分	氏　名	所　属　等
オブザーバー（６人）	海東　聡	滋賀県湖東環境事務所　所長
	宮川伸夫	彦根市生活環境課　課長
	北川　徹	愛荘町環境対策課　課長
	上田文夫	豊郷町住民生活課　課長
	川嶋幸泰	甲良町住民課　課長
	安藤一成	多賀町産業環境課　課長

○要綱第１０条に定める事務局

区　分	氏　名	所　属　等
事務局（６人）	高田秀樹	彦根愛知犬上広域行政組合　事務局長
	山田禎夫	彦根愛知犬上広域行政組合総務課　課長
	山岸将郎	彦根愛知犬上広域行政組合建設推進室　室長
	村上義一	彦根愛知犬上広域行政組合建設推進室　主幹
	水森豊孝	彦根愛知犬上広域行政組合建設推進室　主幹
	寺西宜久	彦根愛知犬上広域行政組合建設推進室　主査

資料 1

（1）－① 委員会と組合の役割分担

項目		選定委員会	組合
大項目	中項目		
1 募集要件の検討		○ 募集要件の検討、決定	○ 募集要件の調整
	（1） 応募者資格	① 応募者資格の検討、決定	
	（2） 応募条件	② 応募条件の検討、決定	
	（3） 募集期間	③ 募集期間の検討、決定	
	（4） 施設規模等の検証	④ 施設規模等の検証提言	ア） 施設規模等の積算、決定
	（5） 地域振興策	⑤ 地域振興策の提言	イ） 地域振興策検討、決定
	（6） 募集チラシ		ウ） チラシの内容検討、決定
	（7） PR、自治会説明		エ） 広報誌、プレス、自治会説明会実施
	（8） 募集、受付		オ） 募集、受付対応
	（9） 応募申請書	⑥ 応募申請書の検討、決定	
2 選定要件の検討		○ 選定要件の検討、決定	○ 選定要件の調整
	（1） 選定項目	① 選定項目の検討、決定	
	（2） 配点	② 配点検討、決定	
	（3） 選定方法	③ 選定方法の検討、決定	
	（4） 選定期間	④ 選定期間の検討、決定	
3 候補地の評価選定		○ 候補地の評価選定	○ 候補地の決定
	（1） 候補地の評価	① 候補地の評価の検討、提言	
	（2） 報告書	② 候補地選定結果報告書の作成	
		③ 候補地の選定結果の報告	

資料 2

（1）－② 構成市町内自治会行事の流れ

1	市町名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備考
各自治会総会	1 彦根市	↔	↔	↔										※自治会総会は、主に次年度役員選挙 ※役員会議は概ね毎月 ※案件によっては臨時総会あり
	2 愛荘町	↔	↔	↔										
	3 豊郷町	↔	↔	↔										
	4 甲良町	↔	↔	↔										
	5 多賀町	↔	↔	↔										

2	市町名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備考
学区連合自治会議		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	市は、毎月 概ね隔月 無し
	1 彦根市	○		○		○		○		○		○		
		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	2 愛荘町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	3 豊郷町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	4 甲良町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	5 多賀町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3	市町名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備考
市町主催自治会長会議	1 彦根市					●								開催日 5/9
	2 愛荘町				●	●					●			4/17・5/9 10/16
	3 豊郷町					●			↔ ●	●				8月又は9月
	4 甲良町				●									
	5 多賀町				●						●			

資料 3

(1)-③ 他地域の応募期間詳細

1 A 市

・周知方法	① H 25 3 ～ H 25 10 計5回 （ 約 8 ケ 月 ）
	・ 候補地選定委員会の前に廃棄物処理施設のあり方市民検討委員会で住民目線で検討
	検討内容:地域住民の暮らしを守る安全・安心な施設、地域と共生する施設、施設整備のあり方
・募集期間	② H 25 10 ～ H 26 3 （ 約 5 ケ 月 ） ※年末年始を挟んで年度末までの募集期間
・周知期間と募集期間（①と②）	**○ 約 1 3 ケ 月**
・現在の状況	○ 一次選定候補地の3地区と協議中
・これまでの経緯	○ 過去、平成18年7月から平成20年5月「○○市○○地区」地域住民と交渉したが、合意が得られず
	見直しとなる。
	平成20年3月から平成25年4月「○○○○市○○○○○○○○跡地」地域住民と交渉したが、合意
	が得られず白紙となる。
・留意した点	○ 委員会の発足前に反対者を含めた検討委員会で廃棄物処理施設のあり方について時間をかけて
	協議したこと。情報の公開について特に留意した。
・地域振興策	○ 有り

2 B 環境整備事務組合

・周知方法	○ H 25 3 広報 ┐ 掲 載 内容:募集予告
	○ H 25 11 広報(臨時号) ├（ 1 1 ケ 月 ） 掲 載 内容:候補地選定方法の意見公募
	○ H 26 1 広報(臨時号) ┘ 掲 載 内容: 募集案内
・募集期間	○ H 26 1 ～ H 26 3 （ 3 ケ 月 ）（募集期間は短期だが、公募する旨の事前周知を徹底した。）
・周知期間と募集期間	**○ 約 1 3 ケ 月**
・現在の状況	○ 全5箇所の候補地を検討委員会で比較評価し、総合評点及び順位等が平成26年9月に最終答申さ
	れた。
	現在、管理者・副管理者会議にて、評価や順位だけに限らない総合的な観点により1ケ所の建設候
	補地を選定した。
・これまでの経緯	○ 土地の選定委員会の前にごみ処理施設についての検討委員会を設け検討及び手続きについて12
	回に亘って協議した。
・留意した点	○ 住民参加の推進・情報公開の徹底・調査審査の前提・理解度、協力度の把握
・地域振興策	○ 検討中

3 C 広域事務組合

・周知方法	○ H 24 7 回覧 ┐
	○ H 25 4 広報 ┘（ 2 ケ 月 ）
・募集期間	○ H 24 9 ～ H 25 1 （ 5 ケ 月 ） 1回目の募集
	○ H 25 4 ～ H 25 7 （ 4 ケ 月 ） 2回目の募集 ※ 年度初めからの募集期間
・周知期間と募集期間	**○ 約 1 1 ケ 月**
・現在の状況	○ 3地区5箇所の応募があり、H25. 11 候補地決定
・これまでの経緯	○ H 25 2 候補地決定するが地元の反対で断念
・反省点	○ 再公募についてはもう少し時間をかけ、前回の反省の総括を十分行ってから説明していくべきであ
	った。
・地域振興策	○ 有り

4 D 市

・周知方法	○ H 18 4 一般公募通知と説明開催案内:全自治会長に送付
・募集期間	○ H 18 4 ～ H 18 11 （ 8 ケ 月 ） ※年度初めからの募集
・周知期間と募集期間	**○ 約 8 ケ 月**
・現在の状況	○ 4自治会から応募あり 1自治会の決定 施設建設中
・これまでの経緯	○ H 17 12 14「策定委員会」が用地選定方法の答申:「公募方式」(旧市町〈1市6町合併〉の関係か
	ら市が建設予定地を指定することが困難な為)
・留意した点	○ 広報や報道機関への積極的な情報提供
・地域振興策	○ 有り

資料4

(①) －④　将来人口、ごみ排出量の予測と実績の比較（施設規模設定の根拠）

1. 将来人口予測と実績の比較

（単位：人）

市町	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成39年度	比較（平成24年度~平成18年度）	比較（平成24年度/平成18年度）
彦根市	予測値	110,245	110,694	111,050	111,385	111,702	112,003	112,289	112,563	112,827	113,080	113,325	113,563	113,794	114,019	114,239	114,454		1,869	1.017
	実績値	107,952	110,406	108,967	111,710	111,751	111,799	110,412	112,632										2,226	1.020
	参考値	109,779					112,156					112,605					111,914			
愛荘町	予測値	19,905	20,014	20,147	20,271	20,386	20,493	20,592	20,684	20,769	20,847	20,919	20,986	21,047	21,103	21,155	21,202		670	1.033
	実績値	18,766	18,874	19,115	19,371	19,582	19,769	20,121	21,090										2,216	1.117
	参考値	19,729					20,118					20,304					20,371			
豊郷町	予測値	7,419	7,387	7,414	7,441	7,467	7,494	7,521	7,547	7,574	7,601	7,627	7,654	7,681	7,708	7,734	7,761		160	1.022
	実績値	7,419	7,430	7,283	7,215	7,239	7,304	7,352	7,608										178	1.024
	参考値	7,418					7,566					7,587					7,525			
甲良町	予測値	8,303	8,267	8,218	8,171	8,125	8,080	8,037	7,994	7,953	7,913	7,874	7,835	7,798	7,762	7,727	7,692		△ 273	0.967
	実績値	8,271	8,159	8,074	7,950	7,908	7,823	7,806	7,722										△ 437	0.946
	参考値	8,103					7,500					6,961					6,504			
多賀町	予測値	8,370	8,335	8,270	8,205	8,140	8,077	8,013	7,951	7,888	7,826	7,765	7,704	7,644	7,584	7,524	7,465		△ 384	0.954
	実績値	8,334	8,314	8,286	8,212	8,122	8,010	7,922	7,858										△ 456	0.945
	参考値	8,145					7,761					7,341					6,929			
圏域合計	予測値	154,242	154,697	155,099	155,473	155,820	156,147	156,452	156,739	157,011	157,267	157,510	157,742	157,964	158,176	158,379	158,574		2,042	1.013
	実績値	150,742	153,183	151,725	154,458	154,602	154,705	153,613	156,910										3,727	1.024
	参考値	153,174					155,101					154,798					153,243	149,276		

＊予測値は『湖東地域一般廃棄物処理基本計画』（平成18年度策定）（湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会）
＊実績値は『滋賀県の廃棄物』（滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課）
＊参考値は『日本の地域別将来推計人口』（平成25年３月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）

★平成39年度の人口予測（参考値）は、平成37年度の150,806人と平成42年度の147,746人の中間値とした。

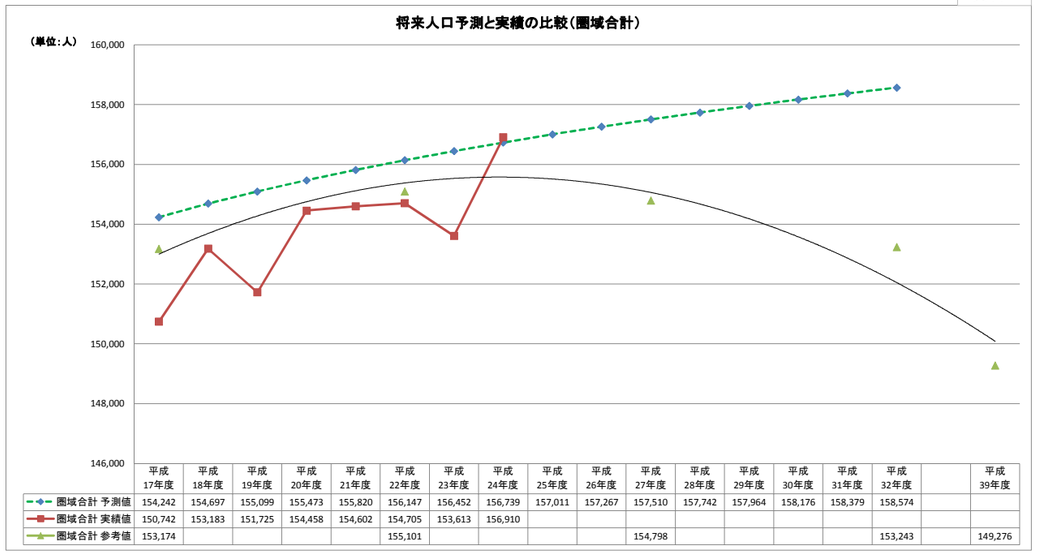

2. 将来ごみ総排出量予測と実績の比較

（単位：トン）

市町	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成39年度	比較（平成24年度~平成18年度）	比較（平成24年度/平成18年度）
彦根市	予測値	44,610	44,418	44,209	43,978	43,749	43,515	43,280	43,039	42,786	42,541	42,287	42,458	42,628	42,792	42,962	43,128		△ 1,379	0.969
	実績値	45,042	45,300	44,980	43,999	42,602	42,568	44,556	44,166										△ 1,134	0.975
愛荘町	予測値	4,675	4,705	4,744	4,780	4,811	4,845	4,874	4,905	4,932	4,960	4,988	5,008	5,032	5,056	5,078	5,101		200	1.043
	実績値	4,744	4,755	4,730	4,825	4,572	4,361	4,417	4,491										△ 264	0.944
豊郷町	予測値	1,946	1,928	1,922	1,916	1,909	1,904	1,898	1,892	1,886	1,880	1,873	1,883	1,892	1,900	1,908	1,915		△ 36	0.981
	実績値	2,212	1,819	1,766	1,780	1,878	1,843	1,910	1,962										143	1.079
甲良町	予測値	2,102	2,081	2,056	2,031	2,010	1,988	1,966	1,945	1,923	1,901	1,880	1,877	1,872	1,866	1,863	1,858		△ 136	0.935
	実績値	2,204	2,263	2,468	2,446	2,173	2,172	2,339	2,404										141	1.062
多賀町	予測値	2,230	2,215	2,197	2,172	2,153	2,131	2,111	2,093	2,071	2,053	2,034	2,012	1,996	1,974	1,956	1,938		△ 122	0.945
	実績値	2,587	2,790	2,784	2,246	2,232	2,141	2,017	2,104										△ 686	0.754
圏域合計	予測値	55,563	55,347	55,129	54,879	54,634	54,386	54,131	53,876	53,599	53,338	53,065	53,240	53,421	53,587	53,768	53,940		△ 1,471	0.973
	実績値	56,789	56,927	56,728	55,296	53,457	53,085	55,239	55,127										△ 1,800	0.968
	参考値	56,789										54,411					53,864	52,614		

＊予測値は『湖東地域一般廃棄物処理基本計画』（平成18年度策定）（湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会）
＊実績値は『滋賀県の廃棄物』（滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課）
＊参考値は下表の1人1日あたりごみ排出量（参考値）×上表の人口（参考値）×365日で算出

★平成39年度のごみ総排出量予測（参考値）は、下表の平成39年度1人1日あたりごみ排出量予測（参考値）963g×上表の平成39年度人口予測（参考値）149,276人×366日で算出した。

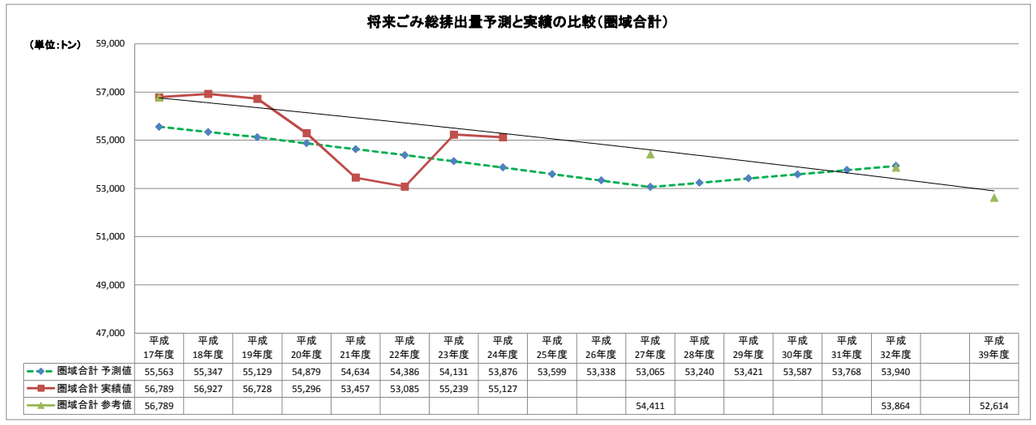

3. 将来１人１日あたりごみ排出量予測と実績の比較

（単位：g/人・日 ）

市町	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成39年度	比較（平成24年度~平成18年度）	比較（平成24年度/平成18年度）
彦根市	予測値	1,109	1,099	1,088	1,082	1,073	1,064	1,053	1,048	1,039	1,031	1,020	1,024	1,026	1,028	1,028	1,032		△ 51	0.953
	実績値	1,143	1,124	1,128	1,079	1,044	1,043	1,103	1,074										△ 50	0.956
愛荘町	予測値	643	644	643	646	647	648	647	650	651	652	651	654	655	656	656	659		6	1.009
	実績値	693	690	676	682	640	604	600	583										△ 107	0.845
豊郷町	予測値	719	715	708	705	700	696	690	687	682	678	671	674	675	675	674	676		△ 28	0.961
	実績値	817	671	663	676	711	691	710	707										36	1.053
甲良町	予測値	694	690	684	681	678	674	668	667	662	658	652	656	658	659	659	662		△ 23	0.967
	実績値	730	760	835	843	753	761	819	853										93	1.122
多賀町	予測値	730	728	726	725	725	723	720	721	719	719	716	716	715	713	710	711		△ 7	0.991
	実績値	850	919	918	749	753	732	696	734										△ 186	0.798
圏域合計	予測値	987	980	971	967	961	954	945	942	935	929	920	925	927	928	928	932		△ 38	0.961
	実績値	1,032	1,018	1,022	981	947	940	983	963										△ 56	0.945
	参考値	1,032															963	963		

1人1日あたりごみ排出量=ごみ総排出量÷総人口÷365日（閏年では366日）
＊予測値・実績値ともに各年度のごみ総排出量÷総人口÷365日（閏年では366日）で算出

★参考値は直近5年（平成20年度～平成24年度）の実績値の平均で算出

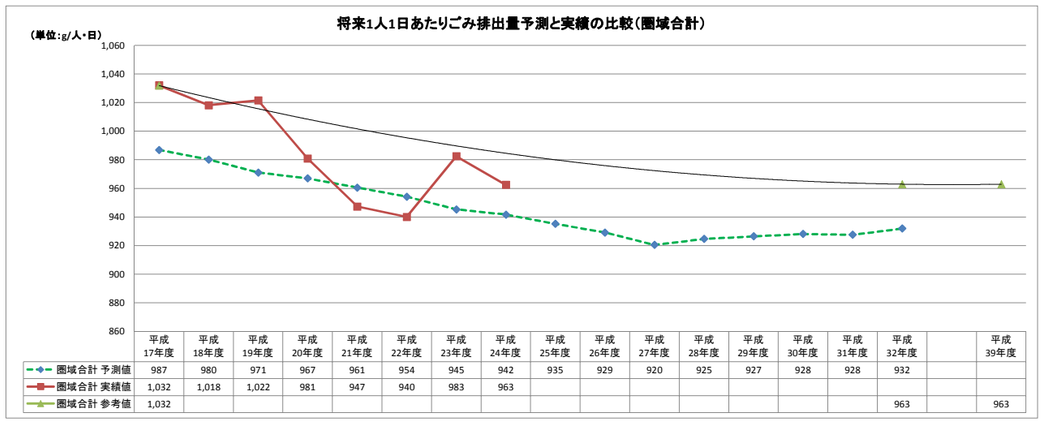

施設規模

（１）熱回収施設

	平成 20 年度ごみ処理基本構想時点	現スケジュールの想定
施設規模設定基準年度	**平成 26 年度**	**平成 39 年度**
計画年間日平均処理量	**113.6ｔ／日　(41,466ｔ／年)** **ごみ総排出量 53,338ｔ／年** 総焼却量＝53,338×77.74%≒41,466	**112.0ｔ／日（40,902ｔ／年）** **ごみ総排量 52,614ｔ／年** 総焼却量＝52,614×77.74%≒40,902
実質稼働率	**0.767** 年間停止日数を 85 日（年 1 回の補修整備期間 30 日、年 2 回の保守点検期間各 15 日、全停止期間 7 日ならびに起動に要する日数 3 日各 3 回、停止に要する日数 3 日各 3 回の合計日数）として、年間稼働日数を 280 日（365 日－85 日） 280÷365＝0.767	**0.768** 年間停止日数を 85 日（年 1 回の補修整備期間 30 日、年 2 回の保守点検期間各 15 日、全停止期間 7 日ならびに起動に要する日数 3 日各 3 回、停止に要する日数 3 日各 3 回の合計日数）として、年間稼働日数を 281 日（366 日－85 日） 281÷366＝0.768
調整稼働率	**0.96（連続運転式）**	**0.96（連続運転式）**
施設規模	**154ｔ／日** **整備規模＝計画年間日平均処理量÷実質稼働率÷調整稼働率** 113.6ｔ／日÷0.767÷0.96≒154ｔ／日	**152ｔ／日** **整備規模＝計画年間日平均処理量÷実質稼働率÷調整稼働率** 112.0ｔ／日÷0.768÷0.96≒152ｔ／日

（２）リサイクルセンター

	平成 20 年度ごみ処理基本構想時点	現スケジュールの想定
施設規模設定基準年度	**平成 26 年度**	**平成 39 年度**
計画年間日平均処理量	**粗大・不燃系ごみ：16.7ｔ／日** **（6,093ｔ／年）** ごみ総排出量に占める割合　11.4% **その他資源系ごみ：10.5ｔ／日** **（3,820ｔ／年）** ごみ総排出量に占める割合　7.1%	**粗大・不燃系ごみ：16.4ｔ／日** **（5,998ｔ／年）** ごみ総排出量に占める割合　11.4% **その他資源系ごみ：10.2ｔ／日** **（3,736ｔ／年）** ごみ総排出量に占める割合　7.1%
計画月変動係数	粗大・不燃系ごみ：1.39 その他資源計ごみ：1.09	粗大・不燃系ごみ：1.39 その他資源計ごみ：1.09
調整稼働率	0.657 年間稼働日数は、休止日を土日、祝日、年末年始、施設補修日 3 日の計 125 日として、年間実稼働日数は 240 日（365 日－125 日） 240÷365＝0.657	0.658 年間稼働日数は、休止日を土日、祝日、年末年始、施設補修日 3 日の計 125 日として、年間実稼働日数は 241 日（366 日－125 日） 241÷366＝0.658
施設規模	**53ｔ／日** 整備規模＝計画年間日平均処理量×計画月変動係数÷実質稼働率 （16.7ｔ／日×1.39＋10.5／日×1.09）÷0.657≒53ｔ／日(5h)	**52ｔ／日** 整備規模＝計画年間日平均処理量×計画月変動係数÷実質稼働率 （16.4ｔ／日×1.39＋10.2／日×1.09）÷0.658≒52ｔ／日(5h)

【参考】必要面積の設定

施設		寸法及び面積	備考
熱回収施設		80m×110m＝8,800 ㎡	2Fプラットホーム　スロープ付　※2系列 建築面積は50×90＝4,500 ㎡
リサイクルセンター		70m×95m＝6,650 ㎡	建築面積は50×75＝3,750 ㎡　※4処理ライン
管理棟	管理ゾーン	1,000 ㎡	〈構成例〉※1F部分
			事務室（150 ㎡）
			休憩室（ロッカー付）（130 ㎡）
			更衣室（20 ㎡）
			トイレ（多機能トイレ含む）（200 ㎡）
			玄関（風除室・ホール含む）（50 ㎡）
			小会議室（50 ㎡）
			倉庫（書庫）（200 ㎡）
			通路（200 ㎡）
	啓発ゾーン	400 ㎡	〈構成例〉1F部分
			展示スペース（300 ㎡）
			通路（100 ㎡）
	計	40m×35m＝1,400 ㎡	
計量棟		道路幅員20m	計量器3基（入方向2基・出方向1基）＋通行路2車線（計量しない車両の入出方向）＋作業員スペース　※退避スペース確保
洗車場		4m×15m×4台分＝240 ㎡	
車庫棟		4m×12m×5台分＝240 ㎡	ショベルローダー・ダンプ等の大型車両
ストックヤード		25m×40m＝1,000 ㎡	作業スペース含む
周回道路		幅員8m以上	10ｔ車両が通行可能
駐車場	職員用	2.25m×5m×20台分	20台分確保
	作業員用	2.25m×5m×40台分	40台分確保
	一般来客用	大型：3.25m×13m×4台 小型：2.25m×5m×50台	バス4台分、小型車50台分確保
	駐輪場	－	
緑地	緩衝緑地	周辺に10m幅確保	建築面積を除く敷地面積に対する割合40%以上の確保を目標(一部30%以上)

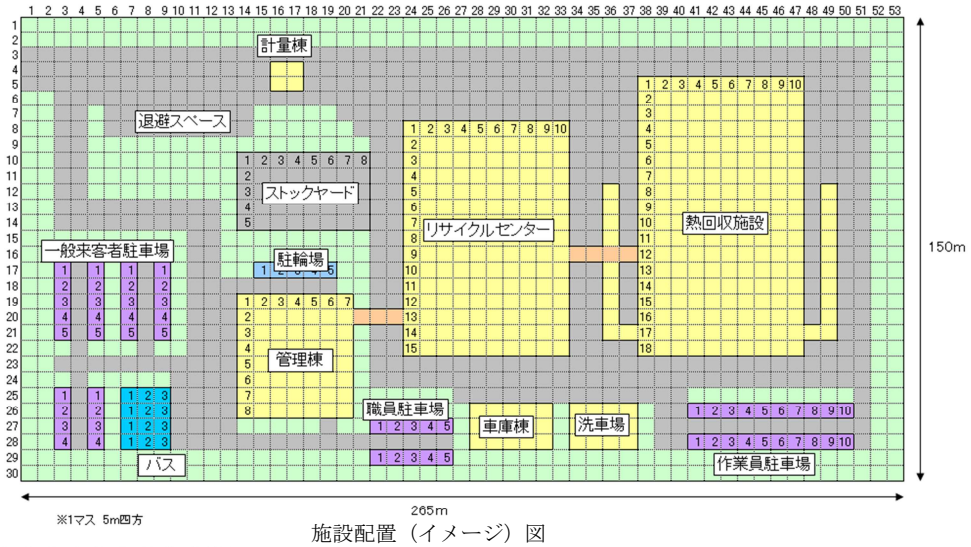

施設配置（イメージ）図

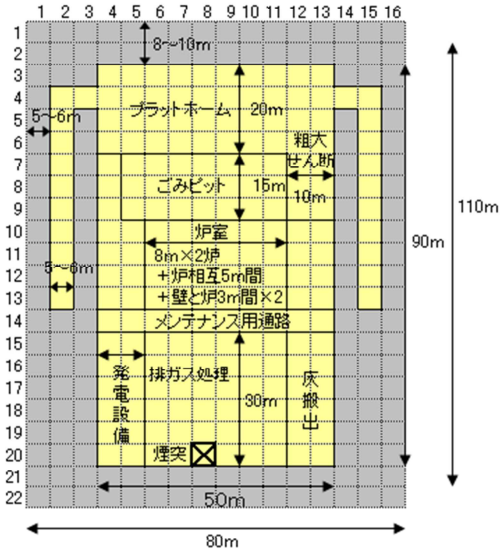

熱回収施設の必要面積

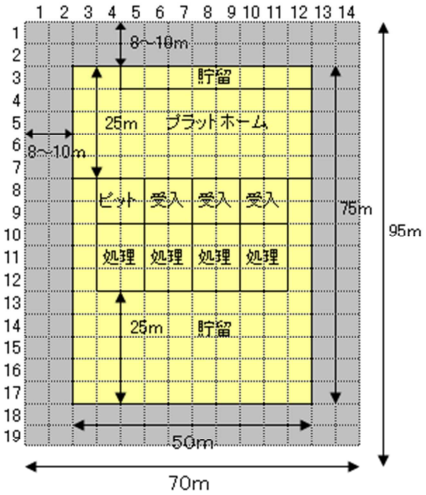

リサイクルセンターの必要面積

資料５－１

（2）－①　委員会の今後2年間のスケジュールについて（案）

委員会等の名称	内容	平成27年度 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	平成28年度 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1　選定委員会	募集要件の検討 候補地募集 候補地選定作業（報告書作成含む） 候補地決定報告																								
第3回選定委員会 第4回選定委員会	募集要件の検討 募集要件の最終確認																								
第5回選定委員会 第6回選定委員会 第8回選定委員会 第9回選定委員会	評価方法・評価基準例 評価方法と評価基準の具体化 評価基準の配点 評価基準の配点																								
第10回選定委員会 第11回選定委員会 第12回選定委員会 第13回選定委員会 第14回選定委員会	候補地の評価 候補地の比較評価 候補地の比較評価 報告書の作成 選定結果を管理者会に報告																								
2　管理者会 （1市4町首長） ※議会報告を含む	地域振興策の決定 募集要項・チラシの承認 応募等の状況報告 選定委員会から候補地の評価報告書の提出																								
3　主管課長会議 （1市4町関係課長） ※ごみ処理広域化調整会議の場合もあり	委員会資料検討 地域振興策の検討																								
4　事　務　局	募集要項の作成 地域振興策の検討 募集チラシのレイアウト 募集チラシの発注 各市町チラシ配布 広報等 選定委員会準備・報告書の作成																								

資料5－2

（2）-②　各市町自治会と委員会の今後2年間のスケジュールについて（案）

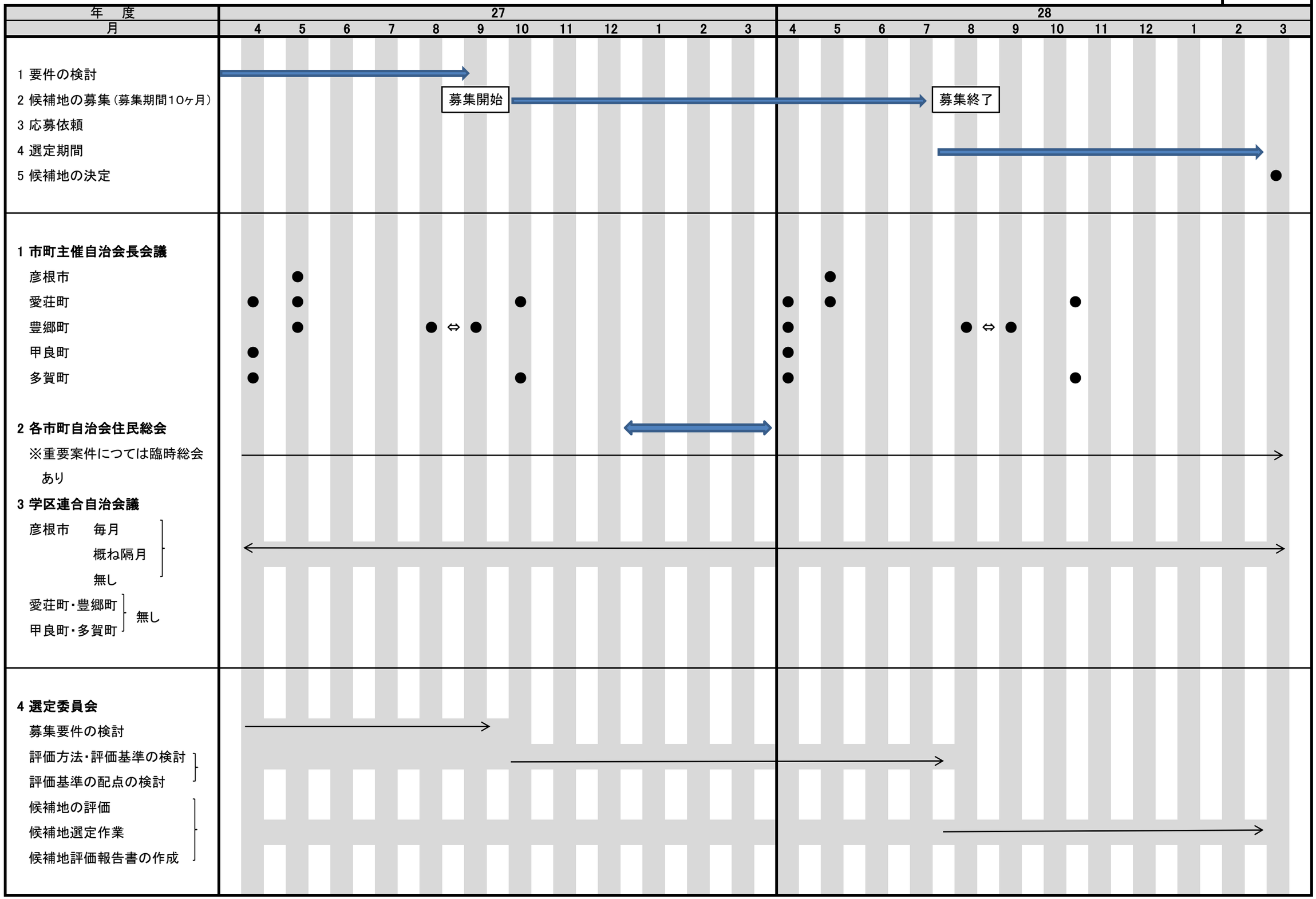

（2）―③ 委員会の発足からごみ焼却施設の竣工までの主な流れ(参考)

1 選定委員会による土地選定までの流れ

年	月	
26	12	選定委員会の発足
		・募集要項の作成 ・募集者資格の検討 ・募集条件の検討
		構成委員 （11名） 学識経験者 2 名 専門委員 3 名 公募委員 1 名 環境衛生委員 5 名 （オブザーバー） 行政関係者 6 名
27	10	募集開始（期間10ヶ月）
		地域計画の変更
		各市町住民へチラシ 折込広報チラシ
		・募集期間中に選定委員会で、選定基準を作成
28	7	募集終了
		・選定委員会で、要件・選定基準・諸条件等比較
29	3	・組合管理者に選定結果を報告
		候補地の決定
		次期地域計画の策定

2 用地買収までの流れ

年	月	
		基本計画の策定
		地元説明会
30		環境アセス （30年～32年）
33		都市計画決定
34		用地交渉
35		用地買収完了

3 建設計画から竣工までの流れ

年	月	
35		基本設計
36		実施設計
37		造成・建設工事
38		建設工事
39		竣工（運用開始）
40		現地解体
41		付帯設備基本計画
42		付帯設備実施設計
43		付帯設備竣工

（3）－①　他の地方公共団体の応募者資格・応募条件（詳細）（例）

No.　1

地方公共団体名	応募者資格	応募条件
1　A 広域連合	応募は、自薦（区長又は地権者の申請）及び他薦	○○市町村の区域で、以下の条件に適合していること。 ① 概ね○ha程度の敷地が確保できる地域であること。 ただし、仮に単独の応募の面積が○haより小さくても隣接地との合計が○haに達する見込みがあれば応募可能 ② 平地もしくは造成により平地の確保が可能なこと。 「その他考慮いただきたい事項」 ③ 幹線道路が近く、搬入路の確保が可能なこと。 ④ 法的規制がないか。或いは規制解除が容易であること。 ⑤ 貴重な動植物の生息する地域、貴重な植生群落のある地域でないこと。
2　B 市	土地所有者又は地元自治会の応募 ① 土地所有者が応募する場合は、建設候補地の地元自治会の同意は必要なし。 ただし、土地所有者が複数の場合は、応募は連名により行うこと。 ② 地元自治会が応募する場合、土地所有者の同意が得られていること。なお、候補地が複数の自治会にまたがる場合は、応募者自治会以外の自治会の同意は必要なし。	① ○○市内の市街化調整区域内で、00，000㎡以上の用地面積が確保できること。
3　C 市	応募者は、候補地の地元区長 候補地の敷地が複数区にまたがる場合は、複数区の区長の共同応募 ① 地権者全員の賛同が得られている、またはその見込みがあること。 ② 応募することに対し、自治会の同意が得られていること。	有効敷地面積○．○ha程度が確保できること。
4　D 環境整備事業組合	土地所有者（個人及び法人等）または、町内会・自治会等の会長が応募 ① 土地所有者が応募する場合、土地が属する町内会・自治会等の同意は必要なし。 なお、土地所有者が複数の場合は、全員の連名により応募 ② 町内会・自治会等の会長が応募する場合、土地所有者全員の同意が得られていることが条件。なお、土地が複数の町内会・自治会等にまたがる場合、該当する全ての町内会・自治会等の会長の連名により応募	○○市・町の区域内の土地で、以下の条件に適合していること。 ① ○．○ha（00，000㎡）程度の土地が確保できること。ただし、防災調整池が必要な場合は、○．○ha以下の面積が必要となる可能性があり。また、土地形状がいびつで施設の建設・運営に著しく不適又は困難な場合は、除外 ② 洪水浸水地域（市町の洪水ハザードマップにおいて注意喚起がされている地域）に指定されている土地ではないこと。 （土地の一部が洪水浸水地域であっても、原則除外） ③ 県立自然公園に指定されている土地ではないこと。 （土地の一部が県立自然公園であっても、原則除外） ④ 活断層を含む土地、大規模な不法投棄や土壌汚染がある土地、アクセス道路（幅員7mを想定）の確保が困難な土地、敷地境界の確定が困難な土地、所有権以外の各種権利の解除が困難な土地など、施設の建設・運営に著しく不適又は困難な土地ではないこと。 ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団及び暴力団員等が所有する土地、または、用地検討委員会が設置された平成○○年○月○日以降に当該暴力団及び暴力団員等から所有権移転した土地ではないこと。
5　E 広域連合	自治会長・区長、または地権者による有志・団体の応募	○○市町村の地域。 施設用地として概ね○ha程度あること。 ① 農振農用地及び保安林の規制がある箇所については、規制解除ができない場合がありますので事前に相談

（3）－①　他の地方公共団体の応募者資格・応募条件（詳細）（例）

地方公共団体名	応募者資格	応募条件
6　F 市	① 候補地の地元区長 ② 候補地の敷地が複数の区にまたがる場合は、複数区の区長の共同応募を原則が、該当区の区長の同意があれば、代表となる区長の共同による応募も可 ③ 地元区の同意があれば、候補地の地区区長会の応募も可 ④ 地権者全員の賛同が得られている、又はその見込みがあること。	概ね〇．〇ha（0，000坪）～〇ha（0，000坪）程度の用地が確保できること。 なお、必要な用地面積については、候補地の地形や周辺の状況により、少なく済む場合もあり。又、上記条件に適合していても地理的条件や法規制などにより候補地とすることが困難な場合もあれば事前に相談
7　G 市	地元区長を代表者として応募されていること。 ① 個人の応募は受付できません。必ず地元区長と相談の上、区長名で応募 ② 複数の地区にまたがる場合には、該当区の区長連名による応募 ③ 地元区において公募（候補地）することを承認されていること。	① 敷地面積が、概ね0，000㎡の用地面積が確保できること。 ② 候補地の土地の高低差が著しく大きくないこと。00m×00m以上の平坦地を造成により確保できること。 ③ 候補地内に、撤去等が困難な構造物などの支障物件がないこと。 ④ 候補地並びに隣接地等で、当該土地に影響のある争いがなく、候補地の取得に支障が無いこと。（抵当権その他権利の設定がある場合などは、精算できない等の理由で候補地の取得に支障がないこと。根抵当権の設定がある土地は不可） ⑤ 候補地及び付近に希少な動植物の営巣又は植生が確認されないこと。
8　H 広域圏事務組合	① 候補地の地元区長 ② 候補地が複数区にまたがる場合は、複数区の長による共同応募を原則としますが、該当する全ての区長の同意があれば、代表となる区長による応募も可 ③ 地権者の賛同が得られているか、又はその見込みがあること。 ④ 自治会・地元住民の意向確認	① 用地面積：概ね〇．〇ha（0，000坪）以上 ② 必要な用地面積については、候補地の地形や周辺の状況により、増減する場合があり。 ③ 上記条件に適合していても地理的条件や法規制などにより候補地とすることが困難な場合あり。
9　I 広域事務組合	① 自治会（区長） ② 複数の地区にまたがる場合には、該当する自治会（区長）による共同応募 ③ 建設用地の土地所有者（権利関係者）及び隣接土地所有者等の同意が得られること、又は、その見込みがあること。 ④ 地区内において、十分合意形成が図られていること。	① 概ね〇haの用地が確保できること。 ② 建設用地について、法令による規制がないか、あるいはその影響が少ないこと。
10　J 市	① 候補地の自治会長 ② 候補地が複数区にまたがる場合は、複数区の長による共同応募 ③ 土地所有者及び隣接の土地所有者（進入路が必要な場合はその土地の所有者も含む。）	① 一般廃棄物処理施設を積極的に受入れ、市と合意形成を図りながら資源循環型社会の構築を目指すことができること。 ② 一般廃棄物処理施設の設置及び当該施設の供用開始から30年間の操業を受け入れることがでくること。 ③ 処理施設及びリサイクルセンターを一体的な処理施設として集約できる〇ヘクタール程度の用地を確保できること。
11　K 市（県内）	① 候補地の自治会長 ② 地権者の了承を得ていること。	① 候補地面積として概ね〇～〇haの用地が確保できること。 ② 施設稼働後、概ね25年の操業を受け入れができること。
12　N 市（県内）	① 候補地の自治会長 ② 地権者の了承を得ていること。	① 一団で〇〇，〇〇〇㎡～〇〇，〇〇〇㎡の面積が確保できること。 ② 直線で100m以上確保できる場所 ③ 幅員9m以上の道路が確保できること。 ④ 用地内に、人家又は事業所等が存在しないこと。 ⑤ 直近の人家から、直線で概ね500m以上離れていること ⑥ 明らかに、用地内に文化財・史跡等が存在しない場所

資料６－２

（3）－②　1市4町の助成事業等に関する応募者資格・応募条件（例）

【彦根市】

No.　1

事業名	応募者資格	応募条件
太陽光補助事業	市内に住民登録を有する人で、対象となる住宅を自ら所有し、居住している人	・ 市税や彦根市の各種融資の償還について滞納がない人。 ※助成を受けられるもは、同一住宅および同一人に対して1回限り。 ※対象となる住宅および土地が共有名義であっても、複数人による申込みはできない。 ※ 旧制度の（彦根市緊急経済対策住リフォーム促進事業の活用者（平成26年3月31日までに工事が完了した人）も対象。
経済活性化対策 住宅改修等促進 事業	市内に住民登録を有する者であること	・ 申請者は、申請時において市税の滞納がなく、本市の各種融資の償還が滞っていないこと。 ・ 申請者は、市内に住宅を自ら所有し、居住している者であること。 ・ 工事期間は、平成〇〇年〇月〇日以降の着工で、平成〇〇年〇月〇〇日までに完了すること。 ・ 工事費は、市内業者による助成対象工事の経費が20万円以上（消費税を含む。）であること。
国民健康保険 人間ドック 脳ドック助成	国民健康保険に加入している人	・ 国民健康保険料を良好に納付している人。 ・ 保険料を滞納されている世帯で、納付誓約書等が出されていても助成は受けられない。 ※長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の人は利用できない。

【愛荘町】

事業名	応募者資格	応募条件
太陽光補助事業	町内にお住まいの方	・ ご本人お住まいの個人住宅に設置する方 ・ 町税等の滞納がない方 ・ 過去にこの補助金を受けてない方
住宅省エネ等改修補助事業	町内に住民登録があり、申請者がその住宅に自ら居住していること	申請者および同一世帯の者が町税、使用料等の滞納がないこと 対象となる工事について、町の他の制度の補助を受けていないこと
国民健康保険 人間ドック 脳ドック事業	国民健康保険の被保険者で18歳以上75歳未満の者	国民健康保険の未納のない世帯に属する者

【豊郷町】

事業名	応募者資格	応募条件
住宅リフォーム等補助事業 （太陽光発電システム補助含む）	町内に住民登録を行っていること	・ 申請時において、町税（国民健康保険税も含む。）等を滞納していないこと ・ 補助対象の住宅のリフォーム等を補助交付決定後に着手・着工し、当該年度内に完了することができること ・ 他の同様の補助金または助成金を受けてないものであること ・ 介護保険法等で給付対象となる改修を含む改造ができる場合は、これを優先するものとする
国民健康保険 人間ドック 脳ドック事業	町内在住の35歳以上75歳未満の国民健康被保険者	・ 国民保険税を滞納している世帯の被保険者は対象になりません

【甲良町】

事業名	応募者資格	応募条件
太陽光補助事業	市内に住民登録があり、対象となる住宅を自ら所有し、かつ、自ら居住している方	・ 町税や町の各種融資・料金等について滞納のない方 ・ 対象となる住宅が共有名義等であっても、複数人による申込はできません
住宅リフォーム等補助事業	町内に住民登録または外国人登録を行っていること	・ 町税等を滞納していないこと ・ 補助対象の住宅のリフォーム等を補助交付決定後に着手・着工し、当該年度内に完了することができること ・ 他の同様の補助金または助成金を受けてないものであること ・ 介護保険法等で給付対象となる改修を含む改造ができる場合は、これを優先するものとする
国民健康保険 人間ドック 脳ドック事業	平成〇〇年4月1日現在、国民健康保険加入者で34歳～69歳の人	・ 国保税の滞納のない世帯の人（但し、平成〇〇年度に滞納が無くなる人を除く）

【多賀町】

事業名	応募者資格	応募条件
太陽光補助事業	町内居住者	・ 町税等の滞納がなく、過去にこの要綱による補助金の ・ 過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがない方（ただし、同一年度内に各設備についてそれぞれ補助を受けることができます）。
住宅リフォーム補助事業	町内居住者	・ 町税その他町の各種融資の償還について、滞納していない世帯の世帯主で、過年度に当補助 ・ 金の交付を受けていない者
国民健康保険 人間ドック 脳ドック事業	町国民健康被保険の被保険者	・ 保険税に滞納がない方。（今年度、75歳になられた方は助成対象外）

資料６－３

No.1

（３）－③　応募者資格・応募条件について（選定要件との関連性）　　（案）

■　整備対象施設の概要

	対象物	施設規模		処理方法	備考
熱回収施設	可燃ごみ 破砕・選別可燃物	154t／日 （77t／日×2炉）		未定	発電設備付 余熱利用施設併設
リサイクルセンター	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（缶・金属類、びん類、ペットボトル、容器包装プラ・トレイ）	53t／日	粗大・不燃系ごみ35t／日 その他資源系ごみ17t／日	破砕・選別	環境学習機能を含む

■　応募者資格

☐　（1）　地元区長（自治会長）の応募

☐　（2）　候補地が複数区にまたがる場合は、複数区の区長（自治会長）の共同応募

※　（1）、（2）地元区長（自治会長）が応募する場合は、地権者の同意が必要

☐　（3）　地権者の応募

※　（3）地権者が応募する場合は、地元区（自治会）の同意が必要

■　応募条件　　■　選定項目との関連性

☐	1	候補地が彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町 および多賀町の地域にあること	（３） （３）	－１８ －１９
☐	2	概ね4ha程度（±1ha）の敷地が確保できること	（４）	－２４
☐	3	平地もしくは造成により平地の確保が可能なこと	（４）	－２２
☐	4	直線で150m以上確保できる場所	（４）	－２２
☐	5	アクセス道路の確保が困難な土地でないこと	（４）	－２２
☐	6	施設稼働後、概ね30年の操業を受け入れてもらえること	（４）	－２４
☐	7	用地内に、人家又は事業所等が存在しないこと	（４）	－２１
☐	8	大規模な不法投棄や土壌汚染がある土地でないこと	（４）	－２２
☐	9	候補地内に、撤去困難な構造物などの支障物件がないこと	（４）	－２２

10	候補地並びに隣接地等で、当該土地に影響のある争いがなく、候補地の取得に支障がないこと。(抵当権その他権利の設定がある場合などは、精算できない等の理由で候補地の取得に支障がないこと。根抵当権の設定がある土地は不可)	（４）	― ２１
11	活断層を含む土地でないこと	（１）	― １
12	災害関連法等の指定地区、その他危険地域でないこと	（１） （１）	― ２ ― ３
13	県立自然公園に指定されている土地ではないこと （土地の一部が県立自然公園であっても、原則除外）	（２）	― ８
14	貴重な動植物の生息する地域・植生群落のある場所でないこと	（２）	― ９
15	明らかに、用地内に文化財・史跡等が存在しない場所でないこと	（３）	― １６
16	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団及び暴力団員等が所有する土地、または、彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会が設置された平成26年12月16日以降に当該暴力団員等から所有権移転した土地ではないこと	（４）	― ２１
17	地権者が、地方税（市町村民税等）を滞納していないこと	（４）	― ２４
18	法的規制等がないか、或いは規制解除が容易であること	（４）	― ２４

選定項目

（１）― １	活断層との位置関係
（１）― ２	災害関連法等の指定地区
（１）― ３	その他危険地域
（２）― ８	自然関係法等の指定地
（２）― ９	その他重要な自然環境の有無
（３）― １６	文化財関連法の指定地
（３）― １８	構成市町の位置関係
（３）― １９	他市町との位置関係
（４）― ２１	地権者
（４）― ２２	造成費
（４）― ２４	計画的な財政運営の視点からみた施設建設・稼働上の課題有無

■ 必要書類

1）応募申請書　　3）同意書　　2）位置図
4）各土地所有者一覧表　　5）自治会総会議事録

■ 募集期間

平成27年10月1日（木）から平成28年7月29日（金） 予定

■ 応募書類の提出先

土地の所在する各市町の担当課へ提出してください。

市町名	住　所	電話番号
彦根市生活環境課	〒 522 ― 8501　彦根市元町４－２	TEL 0749-30-6116
愛荘町環境対策課	〒 529 ― 1380　愛知郡愛荘町愛知川72	TEL 0749-42-7699
豊郷町住民生活課	〒 529 ― 1169　犬上郡豊郷町石畑375	TEL 0749-35-8115
甲良町住民課	〒 522 ― 0244　犬上郡甲良町在士353－1	TEL 0749-38-5063
多賀町産業環境課	〒 522 ― 0341　犬上郡多賀町多賀324	TEL 0749-48-8117

（3）－④　選定要件の検討

資料 6 － 4

（1）安全・安心の確保の視点　（2）環境への配慮の視点　（3）親しまれる施設づくりの視点
（4）計画的な財政運営の視点　　の4つの視点から検討する。

No.　1

（ 1 ）　安全・安心の確保の視点

NO	選定項目	考え方
1	活断層との位置関係	断層のずれが発生した場合、断層の隣接地の構造物等に多大な被害を与える。廃棄物処理施設は、災害発生時の復旧において欠かせない施設であり、多大な被害は避ける必要がある。 評価にあたっては、活断層から遠い方を優先する。 【 参 考 】 活断層等から「○km離れれば安全」という指標はないが、阪神・淡路大震災の調査事例によると、「RC構造物においては、活断層から2000m程度の範囲に甚大な被害が集中し、4000m以遠では報告がない。」
2	災害関連法等の指定地区	以下の地区は、住民を土石流・山崩れなどによる土砂災害からまもることを目的として、土地の改変や立木竹の伐採等を制限している。 ・ 急傾斜地崩壊危険区域 ・ 地すべり防止区域 ・ 砂防指定地 評価にあたっては、これらの法の指定がない方を優位とする。
3	その他危険地域	以下の地区は、上記の災害関連法等の指定地区とは別に各種災害から住民を保護するため、災害が発生するおそれがある土地を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図ることを目的に指定されている。 ・ 浸水想定地域 ・ 土砂災害危険箇所 ・ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 評価にあたっては、上記の設定地ではなく、加えて、過去に災害履歴がない方を優位とする。
4	住宅との位置関係	近年の廃棄物処理施設は安全な施設であり、熱回収施設やリサイクルセンターが周辺地域の住民等に影響を与えた事故事例等も全国で報告がないが、住宅に隣接して建設する場合、マイナス面を指摘する意見も依然として残る。 評価にあたっては、住宅との距離が遠い方を優先とする。 【 参 考 】 旧都市計画マニュアルでは、建設候補地の選定において、付近300m以内に住宅群等がないことが望ましいとされていたが、最新の都市計画マニュアルでは、この記載は削除されている。
5	教育施設との位置関係	廃棄物処理施設にはごみ収集車等が往来する。一方で、教育施設には、多数の児童・生徒（若年者）が集まることから、交通安全面での配慮等が必要である。 ・ 小学校、中学校、養護学校 評価にあたっては、上記の施設との距離が遠い方を優先とする。 【 参 考 】 旧都市計画マニュアルでは、建設候補地の選定において、付近300m以内に学校、病院等がないことが望ましいとされていたが、最新の都市計画マニュアルでは、この記載は削除されている。

NO	選定項目	考え方
6	医療・福祉施設との位置関係	廃棄物処理施設にはごみ収集車等が往来する。一方で、医療・福祉施設には、多数の高齢者や病弱者、幼児が集まることから、交通安全面での配慮等が必要である。 ・ 病院、診療所、幼稚園、保育園、児童館、子育センター、福祉センター、高齢者養護施設 評価にあたっては、上記の施設との距離が遠い方を優先とする。 【 参 考 】 旧都市計画マニュアルでは、建設候補地の選定において、付近300m以内に学校、病院等がないことが望ましいとされていたが、最新の都市計画マニュアルでは、この記載は削除されている。
7	安全・安心の確保の視点からみた施設建設・稼働上の課題の有無	施設の建設・稼働を進める上で、課題や懸念事項が少ない方が望ましい。 評価にあたっては、課題が少ない方を優位とする。

（ 2 ）　環境への配慮の視点

NO	選定項目	考え方
8	自然関係法等の指定地	以下の地区は、自然環境保全や森林機能の維持・活用などを目的として、工作物の設置規制や立木竹の伐採規制等を行っている。 ・ 自然公園 ・ 自然／緑地環境保全地域 ・ 保安林 ・ 風致地区／緑地保全地区 また、以下の地区は、鳥獣の保護を目的として指定しており、将来にわたって保守していくことが望ましい。 ・ 鳥獣保護区 評価にあたっては、これらの法の指定がない方を優先とする。
9	その他重要な自然環境の有無	法規制はないが、自然植生度や貴重な動植物の有無など、その他重要な自然環境がない方が望ましい。 評価にあたっては、重要な自然環境がない方を優位とする。
10	農地関連法の指定地	以下の地区は、総合的な農業の振興を目指して、農用地等として利用を確保すべき土地として定められている。 ・ 農振農用地 評価にあたっては、この法指定がない方を優位とする。
11	生活関連法の指定地	市街化区域においては、無秩序な土地利用が進まないように用途地域を定め、計画的なまちづくりを進めている。特に住宅系の用途地域、商業系の用途地域は避けることが望ましい。 一方、「都市計画運用指針」では、市街化区域及び用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に建設を進めることを推奨している。 評価にあたっては、住宅系の用途地域、商業系の用途地域を避け、工業系の用途地域や市街化調整区域等に建設することを優位とする。

（ 2 ）　環境への配慮の視点

NO	選定項目	考え方
12	道路混雑度	施設周辺の道路は、施設にごみを搬入する収集車分の交通量が増加する。既に道路混雑が見られる道路は、混雑を避ける一般車が生活道路に入り込み、そこでも混雑が発生する可能性もある。 評価にあたっては、道路混雑がない方を優位とする。 【 参 考 】 混雑度目安 １．０未満　：道路混雑はほとんど存在しない。 １．０以上２．５未満　：混雑の可能性が１～２時間ある。 ２．５以上　：ピーク時とその周辺時間帯で混雑が生じる可能性が高い。
13	収集運搬効率	本施設には、1市4町から排出されるごみを運搬する。その収集運搬の効率性がよい地区は、収集車から排出する地球温暖化ガスを削減することが可能である。 評価あたっては、収集運搬効率がよい方を優位とする。 【 参 考 】 ごみ発生量と距離の積算から評価する。 【 参 考 】 収集運搬の効率性がよい場合は、一概に評価できないが、収集運搬費用の削減に繋がる可能性もある。
14	雨水放流先の状況	本施設は、プラント排水を無放流（クローズド方式：ごみ処理過程で発生するプラント排水は、処理後、プラント内で再利用する）とする計画である。そのため、本施設から排出されるものは、生活排水の処理水と雨水のみである。 評価にあたっては、これらの放流により、周辺の環境への影響度が少ない方を優位とする。
15	環境への配慮の視点からみた施設建設・稼働上の課題の有無	施設の建設・稼働を進める上で、課題や懸念事項が少ない方が望ましい。 評価にあたっては、課題が少ない方を優位とする。

（ 3 ）　親しまれる施設づくりの視点

NO	選定項目	考え方
16	文化財関連法の指定地	以下は、文化財を保護し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的に指定されており、地域の歴史を継承していくためにも将来にわたって保守していくことが望ましい。 ・ 史跡・名勝・天然記念物 ・ 埋蔵文化財包蔵地 評価にあたっては、これらの指定がない方を優位とする。
17	文化施設・観光施設との位置関係	文化施設や観光施設は、その周辺部と一体となって、地域の歴史・風土等を感じることのできる地区となる。この地区には、1市4町の市町民に加え、1市4町を越えた不特定多数の人々が集まることが想定され、特に訪問者にとっては、その地域の印象を意識付ける場所ともなる。 ・ 大学・文化センター・図書館・公民館 ・ 社寺・観光集客施設・大規模公園 ・ 鉄道駅・高速道路出入口（インターチエンジ） 評価にあたっては、上記の施設との距離が遠い方を優位とする。

（ 3 ）　親しまれる施設づくりの視点

NO	選定項目	考え方
18	構成市町の位置関係	本施設は1市4町の広域的な共同処理施設であるため、建設候補地と構成市町の位置関係において公平性があるかとが望ましい。 評価にあたっては、複数の構成市町と近接する方を優位とする。 【 参 考 】 他都市の事例では、建設候補地の選定において、平等性の視点や他都市の収集車を通行させない視点等から、市境に近いことを評価していることが多い。
19	他市町との位置関係	近年の廃棄物処理施設は、安全性が高い施設にもかかわらず、十分に理解されていないところがある。自らの市町のごみを処理する上では廃棄物処理施設が近隣に立地することに対して理解が得られるものの他市町のごみを処理する上では理解が得られにくい可能性がある。 評価にあたっては、他市町からの距離の差が遠い方を優位とする。
20	親しまれる施設づくりの視点からみた施設建設・稼働上の課題の有無	施設の建設・稼働をすすめる上で、課題や懸案事項が少ない方が望ましい。 評価にあたっては、課題が少ない方を優位とする。

（ 4 ）　計画的な財政運営の視点

NO	選定項目	考え方
21	地権者	土地を購入する場合、地権者数は少ない方が各種手続き等は容易となる。特に共同名義の土地や所有者が亡くなられている場合、また各種権利設定等のある土地は取得が非常に煩雑となり評価にあたっては、これらの地権者が少ない方を優位とする。
22	造成費	施設建設を進める上で、造成費（土地所得費を含む）は安価な方が望ましい。 評価にあたっては、造成費が安価な方を優位とする。 【 参 考 】 施設建設費は、どの地区に建設しても同じ程度と見込まれることから評価しない。
23	用水の確保	廃棄物処理施設の稼働には大量の水を必要とする。そのため、近接して上水管が整備されていることが望ましい。 評価にあたっては、上水管に近く、引込が容易な方を優位とする。 【 参 考 】 電気は、施設内容が確定しておらず、受電形態（特別高圧受電、高圧受電）が定まらないことから評価しない。 【 参 考 】 都市ガスは、必ずしも必要としない（灯油使用等）ことから評価しない。 【 参 考 】 下水道は、本施設はクローズド方式を採用し、プラント排水を放流しないため、必ずしも必要としないことから評価しない。

（ 4 ）　計画的な財政運営の視点

NO	選定項目	考え方
24	計画的な財政運営の視点からみた施設建設・稼働上の課題の有無	施設の建設・稼働を進める上で、課題や懸念事項が少ない方が望ましい。 評価にあたっては、課題が少ない方を優位とする。

比較評価及び得点化

前項で設定した選定項目毎に比較評価を行う。評価は、分かり易さから相対比較の3段階評価とし、最も評価の高い順から「◎」、「○」、「△」とする。数値化できるものは、可能な限り数値化を行い、以下の考えから評価を行う。

●**評価例**　選定項目：住宅との位置関係

・最大値から最小値を差し引き、その間を3等分する。

・優位な方から「◎」、「○」、「△」とする。

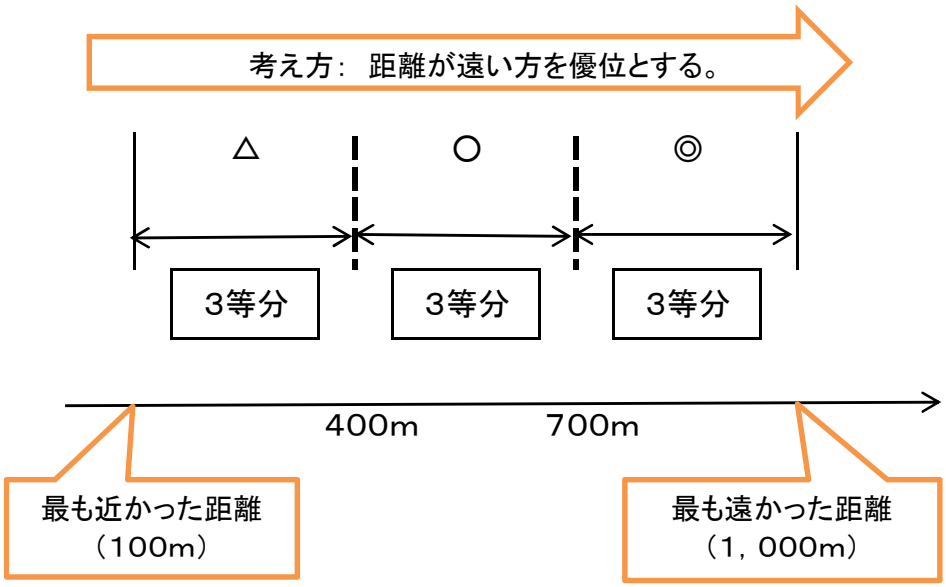

資料 6 ― 5

（3）－⑤ 地域振興策のメニュー(案)について

・ 土地公募を実施するにあたり、その効果を高めるために、地域振興策を事前に検討して、要項に記載する。
・ 最終的に、公募要項に地域振興策の上限額と選択メニューを明記し、募集開始したい。
・ 現在は、地域策の上限額の検討と、メニュー内容の検討中。
・ メニューについては、下記のような複数設け、地元と協議し、上限額内で選択してもらうイメージ。

事業	区分	事業名称	事業内容	期間	事業主体	備考
補助事業	ソフト事業	① 地域活性化交付金（補助金）	地元の活性化にかかる交付金	施設存続中	地元	
		② 環境整備事業補助金（交付金）	周辺環境整備事業への補助金		地元	
	ハード事業	③ 公民館・集会所建設補助金	集会所等の建設・改修費用補助金	建設時（1回）	地元	土地購入費も含む
		④ 防災倉庫建設事業	防災倉庫の建設・改修費用補助金	建設時（1回）	地元	
		⑤ 自治会備品購入事業	自治会備品の購入補助	建設時（1回）	地元	
		⑥ 設備（グランド、放送設備等）設置事業	地元設備設置補助	建設時（1回）	地元	
		⑦ 防犯灯設置事業	防犯灯設置補助	建設時（1回）	地元	
要望事業		⑧ 周辺道路、水路改修	導入路等とは関係のない地域の環境整備	1回限り	自治体	振興策の総枠から差し引く
		⑨ 土地改良事業	土地改良費	1回限り	自治体	振興策の総枠から差し引く
		⑩ 交通安全施設（ガードレール等）設置事業	交通安全施設設置事業	1回限り	自治体	振興策の総枠から差し引く
		⑪ 地域拠点施設設置事業（提案事業）	地域拠点施設設置事業（提案事業）	1回限り	自治体	振興策の総枠から差し引く

※ 特に⑪番は目玉事業

募集予告ちらし　（案）

彦根愛知犬上地域の新ごみ焼却施設の建設候補地を公募予定！！

湖東圏域（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）では、現在ある一般廃棄物処理施設の老朽化に伴い、広域での新施設建設を検討しています。新施設については、平成１３年から関係市町で協議を進めてまいりましたが、現在まで未だ建設候補地が決定しておりません。

このため、彦根愛知犬上広域行政組合では、建設候補地の選定方法を改めることにし、住民の皆さんからの応募方式に変更することにしました。

地域の重要な課題を、地域の皆さんの自主的なお力添えにより実現したいと考えております。

新たな清掃施設の建設に伴い、地域の皆さんへの還元策も同時に行う予定であり、地域振興、地域活性化事業としてぜひともご検討ください。

詳細は未決定ですが、今年度中には募集を開始する予定ですので、お知らせいたします。

記

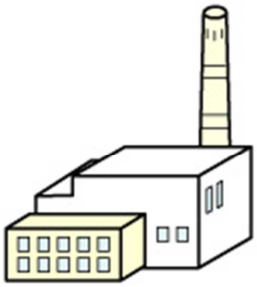

１　建　設　地　　彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町
　　および多賀町内の地域
２　募 集 面 積　　調整中（過去検討４ｈａ）
３　建 設 施 設　　熱回収施設、リサイクルセンター
４　募 集 期 間　　調整中
５　地域振興策　　調整中
　　（各種メニューの中で選択していただく予定）

【問い合わせ先】
彦根愛知犬上広域行政組合建設推進室
〒５２９－１１６１　犬上郡豊郷町四十九院１２５２　豊栄のさと内
ＴＥＬ　０７４９－３５－００１５
ＦＡＸ　０７４９－３５－４７１１